

「史記」の「少年」について

君 島 淳

一 はじめに

本稿では「史記」における「少年」の用例を中心に取り上げる。「史記」を通読すると「少年」という表現が頻繁に用いられている事に気付く。「少年」とは言うまでもなく年少者、若者という意味であるが、漢代の史書ではある特有な意味を込めて用いられている事が從来の研究で指摘されている。例えば、増淵龍夫氏は「漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗」^(註1)の中で、「また史記高祖本紀には『少年・豪吏の、蕭・曹・樊噲等の如きもの』という記述がある。そこでいう豪吏とは蕭何・曹參をさし、少年とは樊噲をさすことはいうまでもない。注意すべきことは、史記・漢書の用途からみると、『少年』という用語は、常に徒党をくんで姦をなし、変に応じて事を起す、いわば年少の軽俠無頼の徒をさして用いられている、ということである。」と述べ、さらに続く記述で、「少年」が「年少の軽俠無頼の徒」を意味する事を「史記」「漢書」「後漢書」の用例を以て示されている。だが、増淵氏が定義づけられている「軽俠」の語の用例は「史記」の中ではみられず、「漢書」で初めて確認できる。例えば、

朱雲字游、魯人也。徙平陵。少時通輕俠、借客報仇。(漢書卷六十七楊胡朱梅云傳)

郡中盜賊、閭里輕俠、其根株窟穴所在、及吏受取請求銖兩之姦、皆知之。(漢書卷七十六趙尹韓張兩王傳)

等である。確かにこれらの「軽俠」の語は、漢代の社会で、民間で任侠の士を自負し、悪事を働く軽薄な若者と理解するのが適当かと思われる。だが、少なくとも「史記」の用例に限定するならば、「少年」という表現を、「漢書」において初めて用いられる語を以て広く定義づけるのは、些^(注2)か注意を払う必要があるのではないかと考える。

そこで、以下、「史記」において「少年」の表現が用いられている例を取り出し、考察を加えていきたい。^(注2)なお、用例を抽出する際、前漢帝国成立前、楚漢の戦い前後を秦末漢初とし、前漢帝国成立後、国家の制度も安定しつつあった、二代皇帝惠帝以降の記述を漢代として取り扱うこととした。

二 秦末漢初の「少年」について

まず、「史記」の中で秦末漢初の記事にあらわれる「少年」は一体どの様な存在として描かれているのか、具体的な例を挙げつつ確認していく。

秦の二世皇帝元年七月、陳勝・呉廣らが秦に対し反乱の兵を挙げた。「史記」における「少年」の用例はこの事件に密接な関わりを持つて集中的にあらわれている。

秦始皇本紀では、

七月、戍卒陳勝等反故荆地、爲張楚。勝自立爲楚王、居陳。遣諸將徇地山東。郡縣少年、苦秦吏、皆殺其守尉令丞、
反以應陳涉。相立爲侯王、合從西鄉、名爲伐秦、不可勝數也。(卷六秦始皇本紀)

とあって、ここでは郡縣の「少年」が秦の役人の苛政に苦しみ、それぞれの地の守、尉、令、丞を殺して反乱を起こし、陳勝に応じて挙兵した事を記述している。

また、陳丞相世家では、

陳涉起而王陳、使周市略定魏地、立魏咎爲魏王、與秦軍相攻於臨濟。陳平固已前謝其兄伯、從少年往、事魏王咎於臨濟。魏王以爲太僕。說魏王不聽。人或讒之。陳平亡去。（卷五十六陳丞相世家）

とあり、陳涉（勝）が挙兵し、魏を略定させた時、陳平が、「少年」を引き連れ、魏王咎に仕えた事が記されている。これら二つの例からは、「少年」集団が具体的な規模は確認できないが、軍事勢力の機能を持つ存在として描かれている事が確認できる。

次に「少年」勢力の具体的な数が明示されている例として、項羽本紀では、

陳嬰者故東陽令史。居縣中素信謹、稱爲長者。東陽少年、殺其令相、聚數千人。欲置長、無適用。乃請陳嬰。嬰謝不能。遂彊立嬰爲長。縣中從者、得二萬人。少年欲立嬰使爲王、異軍蒼頭特起。（卷七項羽本紀）

とあり、ここでは、東陽の「少年」が県令を殺し、数千人が聚まって徒党を組み、さらに陳嬰に長となる事を請い、二万人の大集団となつた事が記されている。

また、高祖本紀では、

秦二世元年秋、陳勝等起蘄、至陳而王。號爲張楚。諸郡縣皆多殺其長吏、以應陳涉。：（中略）：乃立季爲沛公。祠黃帝、祭蚩尤於沛庭、而舞鼓。旗幟皆赤。由所殺蛇白帝子、殺者赤帝子、故上赤。於是少年豪吏如蕭・曹・樊噲等、皆爲收沛子弟三千人、攻胡陵・方與、還守豐。（卷八高祖本紀）

とあり、ここでは蕭何・曹參らの豪吏、樊噲らの「少年」が沛の子弟二、三千人を聚め、胡陵・方與を攻め、豐を守つた事が記される。

さらに、樊酈滕灌列傳では、

曲周侯鄒商者、高陽人。陳勝起時、商聚少年、東西略人得數千。沛公略地至陳留、六月餘。商以將卒四千人、屬沛公於岐。（卷九十五樊酈滕灌列傳）

と、酈商が「少年」を東西から聚め、数千人を得たとあり、沛公に帰属した時は兵卒四千人を率いていた事が記される。この様に、これら三つの例において「少年」を含む集団が、千、万という大規模な軍事的勢力を形成していった事が確認できる。

では、この「少年」による軍事勢力は当時の有力者と如何なる関係で結ばれていたか。次に、この事に関して考察を進めていきたい。

増淵龍夫氏は前掲論文中で秦末に蜂起した群雄の軍事勢力成立の過程を証明されており、新田幸治氏もその説を踏襲し次の様に述べている。「春秋末期の社会的変革は従来の世襲的貴族制の崩壊と下層民の擡頭を通じて、一切の門地を持たない新らしい遊民層を生んでいき、彼等の寄食者の性格は諸侯貴族の新たな人的結合関係の集積として吸収されていったのである。但し、此の人的結合関係は単に経済的利害関係のみでなく、その内面に任侠的結合が存在し、万人が安心して依拠出来る秩序の欠落によつて具体的な人との連繋を求めて徒属を為し、或いは有力者と結んで自衛的な秩序を形成する事になる。^(注3)」

「少年」が有力者と結ばれる際、個人的な任侠的結合関係が存在し、こうして形成された勢力が軍事的勢力として秦末漢初の時に重要な役割を果たしていたのである。

この事に関し「史記」では「俠」と「少年」の密接な関係を示す記述が確認できる。

留侯世家では、

後十年、陳涉等起兵。良亦聚少年百餘人。景駒自立爲楚假王在留。良欲往從之。道遇沛公。沛公將數千人、略地下

邳西。遂屬焉。(卷五十五留侯世家)

とあり、留侯張良が、陳涉の挙兵をきっかけとして「少年」数百人を聚め、その集団ごと沛公に帰属した事が記されている。張良は若き頃、韓を滅ぼした秦への報復のため刺客を雇い、始皇帝暗殺を企てたが失敗した事がある。そのため秦

は天下に大搜査令を下し、張良は逃亡して下邳に隠れ住んだ。その際、彼が、居下邳爲任俠。項伯常殺人、從良匿。（同前）

と、任俠の士であった事が示されている。この事から「少年」と「任俠の士」張良との個人的な結合関係により、沛公に帰属できる程の軍事的勢力を形成し得たといえよう。

或いは、さきに引用した項羽本紀で、陳嬰が「長者」と称されていた事が記されていた。この「長者」とは、漢代では年長者、富貴の人、徳行の高い人を指すとの意があるが、貝塚茂樹氏は「漢の高祖」^(註4)で、「史記」における「長者」は、任俠的行動規範の実践者だという一種特別な意味あいを持つ事を指摘している。とすれば、陳嬰の用例の場合、俠を介する人的結合関係が、任俠的行動規範の実践者たる「長者」陳嬰と、「少年」の間に存在し、その事によって二万もの大集團を形成し得たと理解できる。

以上の様に、秦末漢初における、特に陳勝・呉廣の挙兵時に「少年」と表現された存在の勢力の規模、そして有力者のとの結合関係を概観してみた。それでは次に、この時期の「少年」勢力の具体的な性質に関し、確認していくことにする。まず、張耳陳餘列傳では、

范陽人蒯通、説范陽令曰、「竊聞公之將死、故弔。雖然、賀公得通而生。」范陽令曰、「何以弔之。」對曰、「……（中略）……今諸侯畔秦矣。武信君兵且至。而君堅守范陽。少年皆爭殺君下武信君。君急遣臣見武信君、可轉禍爲福、在今矣。」范陽令乃使蒯通見武信君曰、「足下必將戰勝然後略地、攻得然後下城。臣竊以爲過矣。誠聽臣之計、可不攻而降城、不戰而略地、傳檄而千里定。可乎。」武信君曰、「何謂也。」蒯通曰、「……（中略）……然今范陽少年、亦方殺其令、自以城距君。君何不齎臣侯印、拜范陽令。范陽令則以城下君。少年亦不敢殺其令。……（後略）……」武信君從其計、因使蒯通賜范陽令侯印。趙地聞之、不戰以城下者三十餘城。（卷八十九張耳陳餘列傳）

とある。ここでは、蒯通が范陽の令、或いは武信君を説得する言葉の中で用いられている。蒯通は諸侯が秦に畔いた今、

武信君の兵が来るのに城を固守している范陽の令に対し、武信君に会見させるよう願い出ている。武信君に降伏するために争って令を殺そうとする存在が「少年」と表現されているのである。例えば、さきの秦始皇本紀の用例では、

郡縣少年、苦秦吏、皆殺其守尉令丞、反以應陳涉。（卷六秦始皇本紀）

と、郡縣の「少年」が秦の役人達を殺した事が記述され、項羽本紀の用例では、

東陽少年、殺其令相、聚數千人。（卷七項羽本紀）

と、東陽の「少年」が令、相を殺した事が記述され、或いは田儋列傳では、

陳涉之初起王楚也、使周市略定魏地。北至狄。狄城守。田儋詳爲縛其奴、從少年之廷、欲謁殺奴。見狄令、因擊殺
令、而召豪吏子弟曰、「諸侯皆反秦自立。齊、古之建國。儋、田氏。當王。」遂自立爲齊王。（卷九十四田儋列傳）

と、田儋が「少年」を従えて狄の令を殺す事が記されている。これらの例は、「少年」が、秦の強固な統治が崩壊しつつある時期において武力集団と化し、時にはこれまでの統治者を殺す、或いは殺そうとするといった直接行動に出る存在である事を示している。さきの秦始皇本紀、張耳陳餘列傳及び田儋列傳では「少年」が数の上でどれ程の勢力であったかを確認できる具体的な記述は無い。だが、項羽本紀では東陽の令、相を殺した後、「少年」が数千人聚まつた点からすると、実際に行動を起こした「少年」の他にも統治者の脅威となり得る「少年」の軍事的勢力が存在していたと考えられる。では、この様な「少年」による勢力が如何なる側面を持っていたのか、次の用例を以て確認していきたい。

魏豹彭越列傳では、

彭越者、昌邑人也。字仲。常漁鉅野澤中、爲羣盜。陳勝・項梁之起、少年或謂越曰、「諸豪桀相立畔秦。仲可以來亦效之。」彭越曰、「兩龍方鬪、且待之。」居歲餘、澤間少年相聚百餘人、往從彭越曰、「請仲爲長。」越謝曰、「臣不顧與諸君。」少年彊請。乃許。與期旦日出會。後期者斬。旦日日出、十餘人後。後者至日中。於是越謝曰、「臣老。諸君彊以爲長。今期而多後。不可盡誅。誅最後者一人。」令校長斬之。皆笑曰、「何至是。請後不敢。」於是越乃引一人

斬之、設壇祭。乃令徒屬。徒屬皆大驚畏越、莫敢仰視。乃行略地、收諸侯散卒、得千餘人。沛公之從碭北擊昌邑、彭越助之。昌邑未下。沛公引兵西。彭越亦將其衆居鉅野中、收魏散卒。項籍入關、王諸侯、還歸。彭越衆萬餘人、母所屬。（卷九十魏豹彭越列傳）

とある。ここではまず、彭越が鉅野で羣盜を働く無賴の徒であった点が示される。そして、陳勝・項梁らの挙兵の際、「少年」が彼に秦への反乱を勧め、さらに「少年」百人余りが聚まり、彼に長となる事を要請した。彭越は一旦は辞退するが、結局長となる事を引き受けた。百人余りの「少年」集団が、諸侯の散卒を仲間に入れ、千人余りの集団に膨れ上がり、さらに魏の散卒をも収容し、最終的には一万人余りもの大規模な軍事的勢力を形成するに至る。ここで、彭越が「少年」達の長となる事を引き受ける際、日時を期し集合させ遅れた者は斬る、との約束を取り交わすエピソードがみられる。約束の明朝の日の出頃、十人余りが遅れ、中には正午になつてから来た者までいた。彼らは本当に自分達を斬るとは考へていなかつたが、彭越は最も遅れた者を斬り、「少年」達はその後彭越を畏怖するようになつた事が記されている。今、これらの記述が何を伝えんとしているのか注意してみたい。「史記」では司馬穰苴列傳にこのエピソードに類似した記事がみえる。

穰苴が兵を率い、燕、晉の軍を防ぐ事になつたが、まだ彼自身の権威が弱い事を理由に、齊の景公の寵臣の同行を要請し、莊賈がその任にあたる事になつた。その際、

穰苴既辭、與莊賈約曰、「旦日日中、會於軍門。」穰苴先馳至軍、立表下漏待賈。（卷六十四司馬穰苴列傳）

と、日時を期し、軍門で会う約束を取り交わした。ところが、莊賈は夕方になつてようやく現れた。穰苴は、莊賈を責め、

召軍正問曰、「軍法期而後至者云何。」對曰、「當斬。」莊賈懼、使人馳報景公請救。既往、未及反。於是遂斬莊賈以徇三軍。三軍之士、皆振慄。（同前）

と、軍正を呼び、軍法に照らして彼を斬った。この事件に関し、今麌眞氏は「将軍たちの列伝^{注6)}」で、「穰苴は莊賈の約束

違反を予測し、彼を斬ることによって將としての自らの権威を立ち立てようとした。」と指摘され、さらに「將」の軍中での命令が絶対である点について、穰苴が、景公の派遣した莊賈赦免の使者が軍中で馬を馳せた事を咎めて処罰した例、また、孫武が約束に従わぬ呉王闔廬の寵姫を斬った例を挙げておられる。

つまり、この司馬穰苴のエピソードが示しているのは、孫子呉起列傳に、

孫子曰、「臣既已受命爲將、將在軍、君命有所不受。」（卷六十五孫子呉起列傳）

とある様に、將として軍を率い、権威を確立する際の、或る典型的な態度を伝えるものだと捉える事ができる。この事からすると、彭越が約束を破った「少年」を斬った事は、彼が軍を率いる「將」として資格の有る事を印象付ける記述であるといえ、また、彼はこの事により「少年」達にその権威を認知された事になる。本来、彭越自身も羣盜であったような無賴の徒の集団が、次第に「百餘人」から「千餘人」、「萬餘人」と大集団に成長していくのも、「將」として認知された彭越の統率力によるものだといえよう。

以上確認した様に、概ね秦末漢初に「少年」と表現された存在は、その時期に蜂起した群雄にとって烏合の衆などではなく、即戦力となり得る程の軍事的勢力を有していたと理解できる。「少年」の具体的な数が明示されない場合でも、さきの陳丞相世家では陳平が、

從少年往、事魏王咎於臨濟。魏王以爲太僕。（卷五十六陳丞相世家）

と、「少年」を引き連れた事によって、魏王に太僕の役職を任じられたと記述されていたが、この場合、魏王はただ単に自分を頼ってきた陳平個人を自らの支配下に置くために太僕に任じたのではない。役職に付けることで、陳平が引き連れてきた「少年」の軍事的勢力を含めて自らの支配下に収めたと理解すべきであろう。

この事に関し、例えば淮陰侯列傳では列傳の冒頭で、

淮陰屠中少年、有侮信者。曰、「若雖長大好帶刀劍、中情怯耳。」衆辱之曰、「信能死刺我。不能死出我袴下。」於是

信孰視之、免出袴下蒲伏。一市人皆笑信以爲怯。（卷九十一淮陰侯列傳）

と、有名な「韓信の股くぐり」のエピソードがみえるが、股をくぐらせたのは「少年」であり、列傳の後半部分で彼が楚王に封じられた際、その「少年」個人を、

漢五年正月、徙齊王信爲楚王。都下邳。信至國、召所從食漂母賜千金。及下鄉南昌亭長賜百錢。曰、「公小人也。爲德不卒。」召辱^{〔己〕}之少年令出胯下者、以爲楚中尉、告諸將相曰、「此壯士也。方辱我時、我寧不能殺之邪。殺之無名。故忍而就於此。」（同前）

と、楚の中尉に任命している記述がある。これらの記述は、表面上韓信が「股くぐり」の恥辱を受けたにもかかわらず「少年」を役職につけてやった、という彼の忍耐強さ、度量の大きさを示すものとの見方もできる。だが、この冒頭部分の「少年」の記事に注目すると、「少年」は「屠中」の「少年」と表現されている。「屠中」には無賴の徒が多く、彼らが常に徒党を組み合をなす事は、増淵龍夫氏が前掲論文中ですでに指摘されている^{〔註〕}。だとすれば、この記述を陳平の場合と同様の構造を持つとして捉えるなら、韓信が「少年」を中尉に任ずる事は、「少年」の背後に存在する仲間達の勢力をも自らの支配下に収めるための手段であったとの見方も可能であろう。これらの記述からも「少年」集団が即戦力となり得る程の軍事的勢力である事を示す例証として挙げると考えられる。

この章で扱った秦末漢初の「少年」の用例について特徴的にいえる点として、一、「少年」と有力者が結ばれる場合、そこには個人的な結合関係、つまり任侠的精神を介する結合関係が存在している点。二、その「少年」勢力は、明示されている場合、千、万単位の大規模な集団である点。三、さらに、その集団はある程度統率のとれた、即戦力となり得る軍事的勢力である点、等の諸相が挙げられる。

そして、「史記」の中で、この様な点に類似した構造として捉える事ができる記事といえば劇孟のエピソードが想起される。劇孟は游俠列傳に立伝されており、そこではまず、

周人以商賈爲資、而劇孟以任俠顯諸侯。（卷一百一十四游俠列傳）

と、彼が民間の任俠の士として諸侯に名が知られていた事が示され、続いて、

呉・楚反時、條侯爲大尉、乘傳車將至河南。得劇孟、喜曰、「呉・楚舉大事、而不求孟。吾知其無能爲已矣。」天下

騷動、宰相得之、若得一敵國云。（同前）

と、條侯周亞夫が景帝の時に起きた呉・楚七国の乱を討とうと、雒陽に至り、劇孟を得て、あたかも一敵国を得たかの如く喜んだ事が記されている。さらに続いて、

然劇孟母死、自遠方送喪、蓋千乘。（同前）

と、彼の母の葬式に参列した車が千台程もあった事が記される。

彼に関する記述の中で、秦末漢初の「少年」の特徴と類似している点を確認してみよう。まず第一に、劇孟自身が游俠列傳に記載された民間の任俠の人物である事。当然彼が経済的利害関係よりも任俠的精神を介して他人との関係を結ぶ事は明白な事である。次に、彼の母の葬列が斯くも盛大であった事。彼の名が諸侯に知れ渡っていた事。これらは彼の当時の社会に対する多大な影響力を物語るものである。つまり、明確な規模は記述されないが、彼の勢力が無視できぬ程のものであった事を意味する。そして、條侯周亞夫が彼を得て「一敵國」を得たかの如く喜んだ事。これは劇孟の有する勢力が軍事的に即戦力になり得る性質であった事を示している。以上の点からすると、「史記」において、秦末漢初に「少年」と表現された勢力は、漢代の游侠勢力と酷似した存在であると捉える事ができる。

三 漢代の「少年」について

前章では主に秦末漢初における「少年」の用例についてみてきたのだが、この章では、漢代の記事の「少年」はどの様

な要素を以て描かれているかについて検討していくたい。

前章の最後で、秦末漢初の「少年」勢力が漢代の游侠勢力と酷似した要素を有する点を指摘した。そこで、ここでは游侠列傳での記述を取りあげつつ考察を加えていく事にする。

そもそも游侠とは、一言で謂うならば民間にいる無位無官の俠客の大親分である。司馬遷はその様な存在に対し、わざわざ一つの列傳を立て、後世に伝えんとしている。漢代の游侠が当時の社会に大きな勢力を有していた事はさきの劇孟の例からも解る事である。だが、「史記」游侠列傳で、或る游侠の人物を記載する際、単に勢力の有無だけでなく、別の基準が設けられていると考える。例えば、列傳の最後で、郭解以後に出現した游侠を列举し、言及している箇所がある。そこでは、樊仲子以下の游侠に対しては、

雖爲俠、而逡逡有退讓君子之風。（卷一百二十四游侠列傳）

と積極的な評価をし、姚氏以下の游侠に対しては、

此盜跖居民間者耳。曷足道哉。（同前）

と否定的な評価が下されている。或いは、各人物の伝記を記す前では、

以余所聞、漢興有朱家・田仲・王公・劇孟・郭解之徒。雖時扞當世之文罔、然其私義廉絜退讓、有足稱者。（同前）と記されている。つまり游侠の人物に対し、「退讓君子之風」「廉絜退讓」の要素の有無によって、評価が分かれているといえる。

また、司馬遷は游侠の私義を、列傳の冒頭で次の様に述べる。

今游侠其行雖不軌於正義、然其言必信、其行必果、已諾必誠、不愛其軀、赴士之阨困、既已存亡死生矣。而不矜其能、羞伐其德、蓋亦有足多者焉。（同前）

游侠の言葉は信頼でき、行動を起こせば必ずやり遂げ、承諾した事は誠意を込めて対処する。己の身を惜しまず、士の

困難に赴き、死の危機に陥るのも厭わない。物事が達成されても、自分の能力、徳を自慢する事は無い、と、評価すべき点を列举している。

司馬遷による游侠の評価の方向は大略以上の通りである。そして漢代の「少年」は、まず指摘すべき点として、この様な司馬遷の評価を受ける任侠の士を慕う存在として描かれるという一面を持つ。例えば、季布欒布列傳では、

季布弟季心、氣蓋關中。遇人恭謹、爲任俠。方數千里、士皆爭爲之死。嘗殺人、亡之吳、從袁絲匿。長事袁絲、弟畜灌夫・籍福之屬。嘗爲中司馬。中尉郅都不敢不加禮。少年多時時竊籍其名以行。(卷一百季布欒布列傳)

とある。まず、季布の弟季心が、他人を応対するにあたって恭しく慎み深い任侠の人物であった事が示される。司馬遷の評価する「廉潔退讓」に対応する要素である。そして「少年」が時折窃かに彼の名を利用して行動した事が記されている。また、游侠列傳では郭解の伝記に次の様にみられる。

及解年長、更折節爲儉、以德報怨、厚施而薄望。然其自喜爲俠益甚。既已振人之命、不矜其功、其陰賊著於心、卒發於睚眦如故云。而少年慕其行、亦輒爲報仇、不使知也。：(中略)：解出入、人皆避之。有一人、獨箕踞視之。解遣人問其姓名。客欲殺之。解曰、「居邑屋、至不見敬。是吾德不脩也。彼何罪。」乃陰屬尉史曰、「是人吾所急也。至踐更時脫之。」每至踐更、數過吏弗求。怪之、問其故。乃解使脫之。箕踞者乃肉袒謝罪。少年聞之、愈益慕解之行。：(中略)：邑中少年、及旁近縣賢豪、夜半過門、常十餘車、請得解客舍養之。(卷一百二十四游俠列傳)

まず、郭解が年をとると自制し、君子の風格を備えた任侠の人物となつた事が示される。「少年」はそんな彼の行ないを慕い、事あるごとに彼のために仇を討ち、彼には知らせなかつた、とある。次に、彼に無礼な態度を見せた人物に対し、それは自分の不徳の致すところだとして、その人物の賦役を免れさせた、とある。後にその事に気付いた時、その人物は郭解に肌脱ぎして謝罪した。「少年」はこの話を聞くや、以前にも増して郭解の行ないを慕う様になつた。そして、邑中の「少年」や近県の賢士、名士達が真夜中に彼の家を訪れ、その車が常に十数台あり、彼の客を引き取り匿う事を要請し

た、とある。

いざれも任俠の人物郭解の人望の厚さを物語るエピソードである。この様な人物のために何か力になろうとし、その行為を敬慕しているのが「少年」という存在なのである。

だが、ここで再び游侠について振り返ってみる。司馬遷が評価したのは游侠の或る側面だけである。彼等の本質的な面について注意を払うと、彼等に対する評価は、「雖爲俠」、「雖時扞當世之文罔」、「其行雖不軌於正義」と、限定付きの評価であった。司馬遷によつて、その私義を評価された游侠は、一方では当時の社会の法律を犯したり、その行為がいわゆる正義に外れるものであつた事も、紛れもない事実だったのである。

さらに、この事は、さきの郭解の伝記中に、

少時陰賊、慨不快意、身所殺甚衆。以軀借交、報仇藏命、作姦剽攻不休、及鑄錢掘冢、固不可勝數。適有天幸、窘常得脫、若遇赦。（同前）

と、殺人、脅迫や強奪、贋金作り、墓荒らしなど、彼が若い頃に行つてきた具体的な悪事の数々が記されている事からも明瞭かである。

そして次に指摘すべき点として、漢代の「少年」はこの様な游侠の持つ反社会的な面と類似した、悪事を働く存在として描かれているのである。

例えば、貨殖列傳では、

由此觀之、賢人深謀於廊廟、論議朝廷、守信死節、隱居巖穴之士、設爲名高者、安歸乎。歸於富厚也。是以廉吏久久更富、廉賈歸富。富者人之情性、所不學而俱欲者也。故壯士在軍、攻城先登、陷陣卻敵、斬將搴旗、前蒙矢石、不避湯火之難者、爲重賞使也。其在閭巷、少年攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠并兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、走死地如驚者、其實皆爲財用耳。（卷一百三十九貨殖列傳）

とある。貨殖列傳は、資本のうえではほぼ無一物の状態から経済活動を始め、利殖のために努力し、富を獲得、維持、拡大し得た庶民の姿を描いた列傳である。ここでは、「富」は人間の情性として誰でも欲するものだ、という事を主張している。そしてその具体的例として、まず、壯士が戦場で危機を顧みない程の活躍をみせるのも、莫大な恩賞がそうさせるのだ、と述べ、続いて「少年」の行為について言及している。「少年」に関する記述では、「攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣」と、さきの郭解の具体的な悪事とほぼ同一の記事がみえる。この例では、財物を目当てにし、反社会的な行為をする民間の存在として、「少年」と任俠が同時に挙げられている。さきの郭解の若い頃の記述と、ここでの司馬遷の書きぶりからすると、やはり「少年」は、任俠の反社会的な実態に近い存在であったといえよう。

例えば、さらにこの様な例を幾つか挙げていくと、酷吏列傳では、

義縱者、河東人也。爲少年時、嘗與張次公俱攻剽爲羣盜。（卷一百一十二酷吏列傳）

とあり、義縱が「少年」であった時、張次公と俱に羣盜を働いていた記事がみえる。
または、梁孝王世家では、

二十九年、彭離驕悍、無人君禮。昏暮私與其奴、亡命少年數十人行剽、殺人取財物以爲好。所殺發覺者百餘人。國皆知之、莫敢夜行。所殺者子上書言。漢有司請誅。上不忍、廢以爲庶人、遷上庸。地入于漢、爲大河郡。（卷五十八梁孝王世家）

とあり、濟東王の彭離が夕暮れになると、奴僕や「少年」数十人と強盗をしに出かけ、殺人や財物を奪う事を樂しみにしていたという記述がみえる。ここでは「亡命少年」とある様に、この「少年」は自国から逃亡し、民間で悪事を働いていたのであろう。

つまり、以上の例からすると、「史記」の漢代の記事の中で「少年」と表現された存在は、民間にあって当時の法を破る様な悪事を働く年少のならず者という面を持つといえる。とすると、いわば固定化した漢代の社会の中では、この様な

存在は当然取り締まりの対象となる。この事を示している例として、酷吏列傳では、

而溫舒復爲中尉。：（中略）…督盜賊。素習關中俗、知豪惡吏。豪惡吏盡復爲用。爲方略、吏苛察盜賊惡少年、投鋤曠告言姦。置伯格長、以牧司姦盜賊。（卷一百一十一 酷吏列傳）

と、酷吏王溫舒が、役人達に盜賊や「悪少年」を厳しく取り締ませた事が確認できる。さらに、この様に国の法の枠組みから外れる存在である「少年」は、時として国家のために辺境地域討伐の兵士として徵發される。この事を示している例として、大宛列傳では、

天子已嘗使浞野侯攻樓蘭。以七百騎先至、虜其王。以定漢等言爲然、而欲侯寵姬李氏。拜李廣利爲貳師將軍、發屬國六千騎、及郡國惡少年數萬人、以往伐宛。（卷一百一十三 大宛列傳）

と、大宛討伐の際、属国の騎兵六千と、郡国の「悪少年」数万人を徵發した事が確認できる。また、或いは、

其夏、漢「浞野之兵」二萬餘於匈奴。公卿及議者、皆願罷擊宛軍、專力攻胡。天子已業誅宛。宛小國、而不能下、則大夏之屬輕漢、而宛善馬絕不來。烏孫・侖頭易苦漢使矣。爲外國笑。乃案言伐宛尤不便者鄧光等、赦囚徒材官、益發惡少年及邊騎。（同前）

と、囚人を赦免して從軍させ、「悪少年」及び辺境の騎兵を多数徵發したとある。

これら二つの例でも、「少年」が、辺境討伐の軍事的勢力となり得る事が確認でき、前述した秦末漢初の「少年」に類似した部分を持つといえるかもしだれない。だが、この場合の「少年」を取り巻く状況を勘案してみると、この軍事的勢力が形成された目的は、あくまでも漢という国家の辺境討伐の都合によるものであり、さらにこれらの勢力を率いたのは國家から任命された将軍である。つまり、「少年」と、それを率いる将軍との間には、秦末漢初の様な任俠的結合関係は存在しないという事になる。従って、秦末漢初に形成された「少年」勢力と、ここでの「少年」とは、明らかに異なる性質を持つ集團であるといえる。これらの例からすると、漢代の「少年」は、いわば民間にいる存在で、有事の際に頭数を揃

えるために最も国家に利用されやすい立場にいたと捉える事ができる。

さらにこの事を示す例として、匈奴列傳では、

匈奴俗、見漢使、非中貴人、其儒先以爲欲説、折其辯。其少年以爲欲刺、折其氣。（卷一百十匈奴列傳）
と、当時の匈奴の風習では、漢の使者が「少年」だと、暗殺者とみなし、その気力を挫こうとした、との記述が確認できる。この様に「少年」は暗殺にも利用される存在であった。

以上、この章では「史記」の漢代の記事における「少年」のあらわれ方を概観してみた。漢代の「少年」の用例に特徴的にいえる点として、一、「少年」が司馬遷の評価する任侠の人物を慕う存在として描かれている点。二、「少年」は任侠の反社会的な面に類似した、すなわち民間にあって、当時の法禁を犯したり、数々の悪事を働く年少のならず者として捉える事ができるという点。三、さらに、この様な存在である「少年」は、時として当時の固定化した社会において取り締まりの対象となり、或いは邊境地域討伐の際などは徵發され、戦地に赴く事もある存在であったという点、等の諸相が挙げられる。

四 おわりに

以上の様に、「史記」の「少年」に関して、秦末漢初、漢代、と時期を区切ってそのあらわれかたを考察してきたわけであるが、最後にその共通点、相異点を指摘しておきたい。

まず、共通点であるが、秦末漢初、漢代とも「少年」は任侠的精神に深い関わりを持つてあらわれてくる、という点。秦末漢初においては「少年」が勢力を形成する際、任侠を介する人的関係が重要な要素として存在していた。一方、漢代では「少年」は任侠的精神を具現化した人物を慕う存在として描かれていた。

そして相異点であるが、秦末漢初では「少年」が任侠を介する大規模な、即戦力となり得る程の軍事的勢力を形成していたのに対し、漢代では、その様な勢力の形成は確認できない、という点。「史記」において漢代の「少年」は、軍事的勢力というよりもむしろ、民間で悪事を働くならず者としての姿が強調されていると考える。

注

- 1 増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」第一章第一篇三秦漢の際ににおける游侠の活躍（「新版中国古代の社会と国家」所収 岩波書店一九九六）
- 2 以下の用例は、瀧川龜太郎「史記會考證」より引用した。
- 3 新田幸治「史記列伝初考」（「東洋大学紀要文学部篇二十七」所収 一九七二）
- 4 竇正燮「癸巳類稿」卷十一「長者義」によると、「…善長者有三義。父兄、一也。富貴人、二也。德行高、三也。三義、注書者不可相牽涉。」とある。
- 5 貝塚茂樹「漢の高祖」（「貝塚茂樹著作集」第六卷「中国古代の精神」所収 中央公論社 一九七七）
- 6 今鷹眞「將軍たちの列伝」（「名古屋大學中國語學文學論集第五輯」所収 一九九二）
- 7 増淵龍夫 前掲論文（注1参照）では、「屠狗を業とする者には、軽俠無賴の民の多いことは、前述の信陵君の客となつた屠者朱亥や、俠士姦政が『屠をもつて事となした』ことや、また刺客荊軻が毎日燕の市中の屠者と交っていたこと（史記刺客列伝）などからも明らかのように、屠中はこのような軽俠無賴の徒の巣窟であった。」とある。